

産学連携スタート補助金事業 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産学連携によるイノベーションの促進を図るため、長崎県内の中小企業等が、新技術、新製品、新サービス等の開発を大学等との共同研究、委託研究等で行ったものに対し、公益財団法人長崎県産業振興財団（以下「財団」という。）が予算の範囲内でその経費の補助を行う「産学連携スタート補助金事業」（以下「本事業」という。）について定め、その交付に関しては、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 本事業による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、県内の中小企業等が大学及び高等専門学校並びに公設試験場（以下「大学等」という。）の研究者との間で行おうとする以下の各号に掲げる共同研究等の計画を指し、企業と大学等間で具体的な新技術、新製品、新サービス等の開発に関する研究テーマや課題を有するものであり、当該年度内に補助対象事業を完了し、かつ当該年度内に同一の補助対象事業について、国、県等の補助を受けていないものに限る。

- (1) 共同研究
- (2) 委託研究
- (3) 委託試験
- (4) 調査・分析
- (5) 技術指導

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（ただし、法人かつ長崎県内に主たる事業所又は支店等を有する者であると認められる者に限る。）
- (2) 従業員数100名未満
- (3) 県税を滞納していない者
- (4) 長崎県暴力団排除条例第2条第1項各号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業期間（第7条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた日から大学等と締結された契約書記載の終期までの期間をいう。以下同じ。）内に同契約書等に記載された金額に基づき大学等へ支払われた経費を補助対象経費とする。

- 2 前項の規定による補助事業期間は、最長で当該年度の2月末日までを限度とする。

(交付の額)

第5条 補助対象事業1事業について交付する補助金の額は、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額以内で100万円を上限とし、かつ、当該額に1,000円未満の端数がある場合は当該端数を切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、産学連携スタート補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、別に定める期限までに、理事長に提出しなければならない。

(1) 産学連携スタート補助金 事業計画書(様式第2号)

(2) 次に掲げる書類

(ア) 法人の登記事項証明書

(イ) 長崎県内に主たる事業所又は支店等を有することを証する書類 ((ア)に掲げる書面と兼ねることができるものとする。)

(ウ) 当該法人について県税の滞納のない証明書

(エ) 誓約書(様式第3号)

(3) その他理事長が必要と認める書類

2 前項の規定による補助金の交付の申請(以下「交付申請」という。)は、1補助対象事業者につき、1件とする。

(交付の決定)

第7条 理事長は、交付申請があったときは、財団内に設置する選考委員会(以下「委員会」という。)に諮り、委員会の意見を参考とし、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をするものとする。

2 補助金の交付条件の設定及び交付決定の通知は、規則第7条に従い、産学連携スタート補助金交付決定通知書(様式第4号)によるものとする。

3 前項の決定内容又は附された条件に不服がある場合の交付申請の取下げについては、規則第8条第1項に定めるところによるものとする。

(事情変更による交付決定の取消し等、補助事業の遂行及び状況報告)

第8条 事情変更による交付決定の取消し等、交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の遂行及び状況報告については、規則第10条及び第11条に定めるところによるものとする。

(事業計画の変更等)

第9条 交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該交付決定の通知を受けた後において、当該補助事業の変更又は中止をしようとするときは、規則第9条第2項に従い、産学連携スタート補助金変更計画書(様式第5号)に参考となる資料を添えて、遅滞なく理事長に提出し、承認を得なければならない。

2 理事長は、前項の産学連携スタート補助金変更計画書が提出されたときは、変更内容を

審査の上、第7条第1項の規定による決定を変更することができる。

(変更決定通知)

第10条 理事長は、前条第2項の規定により当該補助金等の変更を承認したときは、規則第9条第3項に従い、産学連携スタート補助金等変更決定通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知しなければならない。

(実績の報告等)

第11条 補助事業者は、当該補助事業を完了したときは、その完了の日の翌日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月20日までのいずれか早い日までに、規則第13条第1項に従い、産学連携スタート補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が特に認めた場合は、提出期限を延長することができる。

(1) 当該補助事業に係る大学等との契約書に基づく報告書又はこれに代わる書類

(2) 大学等への支払いを証する経理書類

(3) その他参考書類

2 前2項の規定による実績の報告があった場合における是正のための措置については、規則第15条に定めるところによるものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 理事長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、産学連携スタート補助金交付額確定通知書(様式第8号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、産学連携スタート補助金交付請求書(様式第9号)を理事長に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第14条 補助事業者は、この補助金に係る経理についての収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第15条 理事長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付決定の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 理事長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和5年5月19日から施行する